

**参加者の有無を確認する公募手続きに係る
参加意思確認書の提出を求める公示**

令和5年7月31日

中国地方整備局 広島港湾・空港整備事務所長 林 雄介

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、カーボンニュートラルポートの形成の推進に関する技術的な課題の解決を目的に実施するものであり、沿岸域に豊富に存在する有機泥と鉄鋼スラグの機能開発に関する技術的課題の抽出及びその解決技術の研究を行うものである。

本業務の実施にあたっては、次の特殊な技術、手法等を使用できるとともに、自在に駆使することができる能力を有している必要があることから、4.の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

(特殊な技術・手法等)

- 1) 有機泥と鉄鋼スラグを燃料とした微生物燃料電池（以下、「SMFC」という。）に関する研究実績を有すること。
- 2) SMFC発電の機構及び電力を利用した水素生産技術の研究実績を有すること
- 3) 沿岸域有機泥のブルーカーボン効果に関する研究実績を有すること。

公募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、本業務に必要な十分な知見、特殊な技術、ノウハウ、手法等を有し、かつ自在に駆使することで特定のテーマの解決策を見いだすことができる能力を有している法人等（以下、「特定法人等」という。）との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名

カーボンニュートラルポート形成の推進に向けた沿岸域有機泥と鉄鋼スラグの機能開発に関する研究委託

(2) 業務内容

- ①沿岸域有機泥と鉄鋼スラグのSMFC発電燃料化に関する検討
- ②SMFCを用いたCO₂変換水素の生産技術に関する検討
- ③沿岸域有機泥等のブルーカーボン効果に関する検討
- ④実用化に向けた発電規模の拡大に関する検討

(3) 履行期限

令和6年3月18日

3. 業務目的

本業務は、カーボンニュートラルポートの形成の推進に関する技術的な課題の解決を目的に実施するものであり、沿岸域に豊富に存在する有機泥と鉄鋼スラグの機能開発に関する技術的課題の抽出及びその解決技術の研究を行うものである。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 中国地方整備局から指名停止等の措置要領(昭和59年3月31日付港管第927号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ③ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 特殊な技術・手法等に関する要件

- ① 有機泥と鉄鋼スラグを燃料とした微生物燃料電池(以下、「SMFC」という。)に関する研究実績を有すること。
- ② SMFC発電の機構及び電力を利用した水素生産技術の研究実績を有すること。
- ③ 沿岸域有機泥のブルーカーボン効果に関する研究実績を有すること。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒734-0011 広島県広島市南区宇品海岸3-10-28

中国地方整備局 広島港湾・空港整備事務所 経理契約・財産グループ

電話 (082) 254-6412 E-mail : hatanaka-j89jc@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和5年7月31日(月)から令和5年8月18日(金)まで(1)に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和5年8月18日(金) 16時00分 (1)に同じ。

持参、郵送(書留郵便に限る。)または電送(事前に担当部局へ連絡を入れること)すること。

6. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口：5.(1)に同じ。
- (3) 当該応募者に対して、プロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の

提出予定期限：令和5年9月14日（木） 16時00分

- (4) 中国地方整備局（港湾空港関係）における令和5・6年度一般競争入札参加資格業者のうち「建設コンサルタント等」業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない場合も5.（3）により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。